(国土交通委員会)

海 賊 多 発 海 域 に お け る 日 本 船 舶 0 警 備 12 関 す る 特 別 措 置 法 案 閣 法 第 兀 号) 衆 議 院 送 付

要旨

本 法 律 案 は 海 賊 多 発 海 域 に お 1 て、 原 油 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 玉 民 生 活 に 不 可 欠 な 物 資 で あ 0 て 輸 入 に 依 存 する t \mathcal{O}

 \mathcal{O} 輸 送 \mathcal{O} 用 に 供 す る 日 本 船 舶 \mathcal{O} 航 行 に 危 険 が 生 じ て 11 る ことに 鑑 み、 そ \mathcal{O} 航 行 \mathcal{O} 安 全 を 確 保 す る た \otimes 玉 土

交 通 大 臣 \mathcal{O} 認 定 を 受 け た 計 画 に 係 る 日 本 船 舶 に お 1 て、 小 銃 を 用 1 た 警 備 を 実 施 す ることが できる 等 \mathcal{O} 特

一特定警備実施要領の策定

 \mathcal{O}

措

置

を

講

じ

ょ

うと

す

る

Ł

 \mathcal{O}

で

あ

り、

そ

 \mathcal{O}

主

な

内

容

は

次

 \mathcal{O}

لح

お

り

で

あ

る。

玉 土 交 通 大 臣 は 海 賊 行 為 に ょ る 被 害 を 防 止 す る た \Diamond に 政 令 で 定 \otimes る 海 賊 多 発 海 域 に お 1 て 小 銃 を 用 11

て 実 施 さ れ る 特 定 警 備 が そ \mathcal{O} 目 的 \mathcal{O} 達 成 12 必 要 な 範 井 内 で 適 正 に 実 施 さ れ ることを 確 保 す る た \otimes に、 特

定警備実施要領を策定するものとする。

二 特定警備計画の認定

玉 民 生 活 12 不 可 欠 な 物 資 を輸 送する など一 定 \mathcal{O} 要件 を 満 たす 日 本 船 舶 \mathcal{O} 所 有 者 は、 船 舶ごとに特定警 備

别

計 画 を作 . 成 し、 国土交通大臣 0 認定を受けることができるものとする。

三 特定警備の実施

小 銃 \mathcal{O} 取 扱 1 に 関 す る 知 識 及 び 技能、 を有 し、 か つ、 欠格 事 由 に 該当しないことについ てあ 5 か じめ 国土

交通 大 臣 \mathcal{O} 確 認 を受け た民 間 警 備 員 は、 認 定 を受け た 特 定 警 備 計 画 に 基 づく 特 定警 備 に 従 事 す る ため に、

特 定 備 実 施 要 領 に 従 11 小 銃 を 所 持 し、 海 賊 船 舶 \mathcal{O} 著 L 1 接 近 時 等 定 \mathcal{O} 場 合に は、 これ を 使 用するこ

とができるものとする。

四 施行期日

こ の 法 律 は、 公 布 \mathcal{O} 日 か ら起算して三月を超 え な 1 範 囲 内 に お ١, て 政 令で定 \emptyset る 日 カュ . ら施! 行 するも の と

する。